

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成23年9月29日					
大阪市中央区難波5丁目1番5号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 高島屋 代表取締役 鈴木 弘治 電話 06-6631-1101					
主たる業種	百貨店、総合スーパー	細分類番号	6   6   1   1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部門環境マネジメントシステムにより前年実績の1%削減を目指す						
計画を推進するための体制	店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及び省エネルギー推進委員会を月例開催						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,920.4 トン	18,953.7 トン	18,729.9 トン	18,542.2 トン	-5.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,993.8 トン	18,953.7 トン	18,729.9 トン	18,542.2 トン	-6.3 パーセント	
目標の根拠		ISO14001の活用による前年比1%削減と23年度緊急節電対策10%削減による効果と次年度以降も継続した削減実施を予定しており、この削減を見込む。また、設備更新やLED照明の導入計画を実施予定です。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	京都店	事業活動に伴う排出の量 (延床面積・営業時間) × 100	3.9	3.7	3.7	3.6	-5.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		原単位は延床面積・営業時間当たりの温室効果ガス排出量とし、省エネへの取組みにより削減を目指します。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		66.0 ㊦	104.0 ㊦	104.0 ㊦	109.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	節電対応による電力削減 (次年度継続実施予定)					
	(24)年度	LED照明へ取替、エレベーター改修によるインバータ化					
	(25)年度	LED照明へ取替、エレベーター改修によるインバータ化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	全日マイカー通勤原則禁止					
	上記の措置を採用する理由	社内規定による					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	高島屋グループは地球環境を守るために、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、CO2の削減を中心にさまざまな活動を行うことにより、環境問題の解決につながる21世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。						
特記事項	ISO14001における京都店・洛西店環境保全責任者は京都店長としていることから京都店執行役員店長米田庄太郎を代理人と定め、京都店・洛西店に係る京都市地球温暖化対策条例に基づく届出及びその訂正、受領に関する一切の権限を委任しております。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。